

清泉女学院大学 看護学部研究紀要に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、清泉女学院大学（以下「本学」という。）教員の研究成果を公表する研究紀要（以下「紀要」という。）を発行するために、学部ごとに設置する紀要編集委員会（以下「委員会」という。）及び紀要投稿と発行に関するガイドラインを定めたものである。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長及び委員は、学長が任命する。
- 3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。

(内容)

第3条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 紀要の発行に関する事項
- (2) 紀要の投稿・掲載に関する事項

(紀要の発行)

第4条 紀要の発行と掲載については次のとおりとする。

- (1) 紀要の発行は学部ごとに行う。
- (2) 原則として毎年1回発行し、清泉女学院リポジトリ上に公開するものとする。

(投稿資格)

第5条 紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学専任教員
- (2) 本学専任教員と共同研究した者
なお、この場合、本学専任教員が代表者となり連名とする。
- (3) 本学大学院生・研究生として在籍中、あるいは在籍したことがある者
ただし、本学教員と連名とする。なお、この場合、在職あるいは在学中に行った研究を発表するものとする。

(原稿の要件)

第6条 紀要に投稿できる原稿は、未発表の原稿で査読を受けることを要する。

- 2 査読の基準は別に定める。
- 3 原稿の掲載採否は査読にもとづき決定する。

(出版権利用の許諾)

第7条 原稿を投稿するものは、清泉女学院大学に対し、当該原稿に関する出版権の利用につき許諾するものとする。